行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	3	番号	④

1．実施事項名	出資団体等の情報公開	2．担当課（執行する課）	企画振興部広聴広報課及び総務部総務課・第3セクター所管課
3．現状・問題点・必要性（なぜやるのか）	伊賀市自治基本条例第9条で市が出資もしくは補助、事務の委託等を行っている団体のうち一定の基準を満たすものについて、情報公開を推進するための措置が求められ、別途定めることとしている。 伊賀市情報公開条例第40条においては、市が1/2以上出資する団体は、その情報の公開について、必要な措置を講ずるよう努めるとしており、市長は、指導に努めるとしているが、現在、この条例に基づき、情報公開のしくみを設けている団体は市が100%出資している1団体のみに限られている。審議会等会議の公開について、ホームページや行政情報番組で公開し、広く市民に会議の傍聴参加を周知している。 このため、出資団体の情報公開（情報提供及び開示請求に基づく公開制度）を推進する。	4．責任者名（執行責任者）	広聴広報課長　植田　美由喜
		5．担当課電話番号	22－9636
		6．対象等（なにを・だれを）	第3セクター
7．実施する内容・目標数値（なにを、いつまでに、どのようにやるのか）（集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。）	伊賀市が出資する法人のうち、伊賀市が主導すべき法人（伊賀市の出資率が1/4以上でかつ伊賀市の出資割合が一番大きい法人）について、提供内容・様式・方法の統一が完了後、積極的な情報提供を行う。また、情報開示請求に基づく情報公開のしくみづくりの検討を行い、平成20年度から実施する。 また、各法人に対して指導を行い、情報提供及び情報公開の実施の推進を求める。	8．成果（どうなるのか）	透明性の確保による市民の信頼の向上と第3セクターの経営効率の向上
		9．財政効果額（千円）（いくら削減されるのか）	

10．目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目　なにをどけだけやるのか）

指標名	目標値	定義・算定式
情報公開を実施する法人の範囲の検討（制度の有無の調査）		
各法人への指導と実施依頼		
情報提供内容・提供のしくみの検討		提供内容・様式・方法の統一
情報提供の実施		提供内容・様式・方法の統一が完了後実施
情報公開の実施（範囲・しくみ）についての検討		伊賀市内部及び法人（非開示理由等）
情報公開条例施行規則の改正		情報公開条例施行規則の改正・周知
各法人が情報公開を実施する		
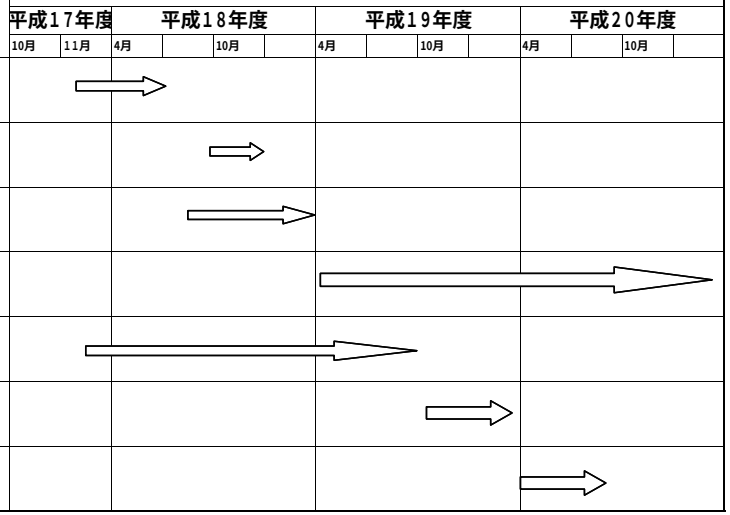
11．行程表（いつまでにやるのか）